

## さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知  
平成25年2月26日付け24生産第2826号

### 第1 趣旨

さとうきび、てん菜の甘味資源作物等は台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や冷涼地帯での畑作輪作を展開する北海道における基幹作物であり、地場産業である製糖業とともに地域経済を支える存在であるが、大型の台風、高温多雨等の異常気象や病害虫の発生等により、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になっている。

このような状況が継続することは、地域経済への影響が大きいことから、早期に甘味資源作物の増産を図り、安定生産体制を緊急的に確立するため、生産者が地域の実情に応じて取り組む増産技術の導入や持続的な営農体制の確立に向けた農業機械等の導入、甘味資源作物を加工し市場に供給する製糖工場及び精製糖工場の体質・機能強化について、緊急的・集中的に取り組む必要がある。

このため、さとうきび等安定生産体制緊急確立事業により基金を造成し、この基金を活用して甘味資源作物等の生産・加工の各段階における取組を推進することにより、地域経済の維持・発展を図ることとする。

### 第2 事業の内容等

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、第5に定める基金を造成し、次に掲げる事業の実施に必要な経費は、造成した基金の果実及び取崩しから充当するものとし、基金管理団体が実施する事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、本事業の対象となる取組は、平成24年度補正予算が成立した平成25年2月26日以降に着手・着工したものとする。

- 1 甘味資源作物等生産振興緊急対策事業
  - (1) 甘味資源作物増産緊急対策事業
  - (2) 国内産糖経営体質強化対策事業
  - (3) 甘味資源作物等農業機械等リース支援事業
- 2 砂糖供給安定化緊急対策事業

### 第3 基金の管理期間等

本事業により造成した基金の管理期間及び基金管理団体が実施する事業の実施期間は、平成25年度末までとする。

ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認めた場合にあっては、期間を延長することができるものとする。

#### 第4 基金管理団体

基金管理団体は、次に掲げる者とし、生産局長が別に定めるところにより選定するものとする。

- 1 第2の1の(1)から(3)までの事業に係る基金の造成及び管理については、甘味資源作物等の生産振興を行う全国域又は県域以上の民間団体又は道県
- 2 第2の2の事業に係る基金の造成及び管理については、砂糖精製業の振興を行う全国域の民間団体

#### 第5 基金の造成等

##### 1 基金の造成

基金は、国からの補助金を原資として基金管理団体が造成するものとする。

ただし、地方公共団体、生産者団体等からの補助金や拠出金を原資とすることを妨げない。また、基金管理団体が造成する基金及び対応する事業は次のとおりとする。

- (1) さとうきび増産基金（第2の1の(1)及び(2)の事業）
- (2) てん菜振興基金（第2の1の(1)及び(2)の事業）
- (3) 甘味資源作物等農業機械等リース支援基金（第2の1の(3)の事業）
- (4) 砂糖供給安定化緊急対策基金（第2の2の事業）

##### 2 基金の運用方法

基金の運用については、金融機関への預金等元本が保証された方法によるものとする。

##### 3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

##### 4 基金管理団体の業務

基金管理団体は、別表に掲げる事業実施主体に対し、同表に掲げる補助率の範囲内で、事業の実施に必要な経費を助成するものとする。また、基金管理団体は、基金の運用管理を適切に行うものとする。

##### 5 基金の取崩しの制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、第2に掲げる事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。ただし、生産局長が別に定めるところにより、生産局長の承認を得て、4に定める業務の実施に係る事務に要する経費に充てることができる。

また、第2に掲げる各事業に対し交付を受けた補助金は、それぞれの事業の実施に用いることとし、生産局長が特に認めた場合に限り、基金内の事業間の流用を行うことができるものとする。

##### 6 業務方法書の作成

- (1) 基金管理団体は、4に定める業務を実施するための業務方法書を作成しなけ

ればならない。

(2) (1) の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 業務の実施方針
- イ 基金の運用管理方法及び使途
- ウ 業務の実施手続
- エ その他業務の実施に必要な事項

(3) 基金管理団体は、基金の原資となる国からの補助金の交付を申請するに当たっては、(2)により作成した業務方法書について、生産局長の承認を受けるものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

#### 7 返還された補助金等の取扱い

事業の終了前に事業実施主体から補助金等の返還があった場合は、これを基金に繰り入れるものとする。

#### 8 基金の残額の取扱い

- (1) 基金管理団体は、基金の管理期間の終了時において、基金に残額がある場合は、これを国に報告するものとする。
- (2) 国は、基金の管理期間の終了時までに、基金に使用される見込みのない残額がある場合には、これを返還するよう命ずるものとする。

### 第6 事業計画等

#### 1 事業計画の作成

基金管理団体は、国から補助金の交付決定を受けた後、必要に応じて関係者から意見を聴き、第2に定める事業ごとに事業計画を作成するものとする。

なお、事業計画の内容や様式については、生産局長が別に定めるところによる。

#### 2 事業計画の承認

- (1) 第2の1の(1)及び(2)の事業に係る基金管理団体は、事業計画を地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）を経由して生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 第2の1の(3)及び2の事業に係る基金管理団体は、事業計画を直接生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 生産局長は、(1)及び(2)により提出された事業計画について審査し、適切であると認める場合に承認するものとし、基金管理団体に対し、その結果について速やかに通知を行うものとする。

#### 3 事業計画の重要な変更

事業計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、その手続は、1及び2に準じて行うものとする。

#### 4 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、事業ごとに生産局長が承認した事業計画に基づき、事業実施計画を作成し、基金管理団体の承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画においては、事業実施主体名、事業実施地区、事業実施年度、成果目標、事業内容、事業費及び区分、収支予算等について定めることとし、その内容や様式については、生産局長が別に定めるところによる。

- (2) 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、予め生産局長と協議するものとする。
- (3) 事業実施計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、その手続は(1)及び(2)に準ずるものとする。

## 第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、生産局長が別に定めるところにより、1により提出のあった報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

## 第8 事業の評価

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業の評価を実施し、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、生産局長が別に定めるところにより、事業の評価及び事業実施主体への指導を行うものとする。

## 第9 指導監督

生産局長は、基金管理団体に対し、基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

## 第10 事業の適正な執行の確保等

- 1 国は、基金管理団体に対し、事業の実施等の基金の運営について、資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。
- 2 国は、本事業の実施等の基金の運営の適正な執行を確保するため、必要に応じて、実施手続等について関係者以外の者の意見を聴取するものとする。

## 第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

事業種類	基金管理団体が実施する事業の内容等	事業実施主体	採択要件	補助率等
1 緊急対策事業  (1) 甘味資源作物増産緊急対策事業	甘味資源作物について、生産者が実施する農業工事と、農地流動化など、基盤を増産するため、農地防除、農地取組であるもの。  甘味資源作物生産者組織等による企業の規定期手帳を有していること。 甘味資源作物の生産者組織及び会員組織を有する事業者である。 協議会（農業協同組合、地方公團体等の関係者により組織された団体）が運営及び実施する体制を有していること。 共團体の甘味資源より、組織事務執行部が運営及び会員組織を有していること。	事業実施主体は、次に掲げるるもの  1 甘味資源作物の生産者、代表者があらわすもの。 2 生産農業企業（甘味資源作物の生産者組織等による企業の規定期手帳を有していること）。 3 民間を行なう農業工事の規定期手帳を有していること。 4 振興及び事業運営の規定期手帳を有していること。 5 共團体の甘味資源より、組織事務執行部が運営及び会員組織を有していること。	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 1 事業の内閣が成績目標の達成に資する事業であること。 2 増産・生産・販売に寄与する事業であること。 3 増産が見込まれる地域（砂糖粉の価格調整法第109号）に実施する事業であること。 4 糖の法律（昭和40年法律第1項に規定する第19条第1項の区域）に規定する指定地域をいう。の区域にあること。	定額（基金管理制度計画の中で定めることとされる）
(2) 国内産糖経営強化対策事業	1 国内産糖製造合理化事業 国内産糖の製造工程において、生産性の向上又は環境負荷の軽減に資する製糖装置の建設の整備 2 気象災害影響緩和対策事業 気象災害等により産糖量が平年より減少した場合に、製糖コスト操業に向けた製糖上限とした場合に、工場の機能強化関連施設の機能強化	事業実施主体は、次に掲げるもの  1 国内産糖製造合理化事業に規定する法律（昭和40年法律第109号）第21条に規定する北海糖の製造を行う事業者とする。 2 気象災害影響緩和対策事業に規定する北海糖の製造を行う事業者とする。	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 1 地域の甘味資源作物の生産振興を行なう団体と連携して生産者に肥料、防除等に対する助成又は賃料の無償提供を行つている事業者と取引のある農業者と標準化達成に結びつく組合が5千万円以内に取組が見込まれること。 2 家が、5戸以上である農業者と取引のある農業者と標準化達成に結びつく組合が5千万円以内に取組が見込まれること。 3 事業の内閣が成績目標の達成にあつて、その費用を負担する事業者と標準化達成に結びつく組合が5千万円以内に取組が見込まれること。 4 総事業費は、当該費用を負担する事業者と標準化達成に結びつく組合が5千万円以内に取組が見込まれること。 5 賃料の額が10ヘクタール以上であること。	1／2以内 鹿児島県において実施する事業の6／10以内 6／10以内
(3) 甘味資源作物等農業機械等リース支援事業	1 ささきひ農業機械等リース支援事業 ささきひの生産地における生産性の向上を目的とするため、必要な農業機械等のリース導入 2 北海道・南九州作物農業機械等リース支援事業 ばれいしょ及びかんしょの生産において、労働力不足を補うため、作業の	事業実施主体は、次に掲げるもの  1 農業協同組合（地方公團体から出資を受けている法人をいう。） 2 土地事務組合法人（農業協同組合） 3 法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 1 事業の内閣が成績目標の1の事業に付する6／10以内の事業の内閣が成績目標の2の事業に付する6／10以内の事業に付する1／2以内の事業をいう。	1 事業の内閣が成績目標の1の事業に付する6／10以内の事業の内閣が成績目標の2の事業に付する6／10以内の事業に付する1／2以内の事業をいう。

		区域内にあることと、生産局長が別に定める要件を満たしていること。
外部化や省力化に必要となる農業機械等のリース導入	行う法人をいう。)以外の農業生産法人(農地法(昭和27年法律第29号)第2条第3項に規定する法人をいう。)	3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。
	5 農事組合法人(農地法(昭和27年法律第29号)第2条第3項に規定する法人をいう。)	
	6 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する特定農業生産者団体をいう。)	
	7 その他の農業者等の組織する団体	
	8 民間企業(事業内容欄の2の事業のみ該当)	生産局長が別に定める要件を満たしていること。 定額(物件相当額の1/3以内)
2 砂糖供給安定化緊急対策事業	精製糖の製造工程において大量に発生するヒートポンプ等の推進及び震災に強い工場等の建設の強化 導入等省エネ平積式倉庫の増築等の防災機能の強化	生産局長が別に定める要件を満たしていること。 定められた設備主は、生産局長が別に定める設備利用する事業者及び当該設備の賃貸を行なう事業者(リース事業者)とする。